

## 検査制度の見直しに関する検討チーム第6回会合の取り扱いについて

平成28年10月21日（金）15時から開催予定としておりました第6回検査制度の見直しに関する検討チームの会合は、同日発生した鳥取県中部地震の影響により会議を見合わせ、書面による意見等のやり取りを通じて開催することと致しました。

会議資料に基づき、出席予定であったメンバーに28日（金）までに意見を募り、その内容によって議事を進め、寄せられた意見等を規制委員会ホームページに掲載することとしました。

（平成28年10月25日記載）

第6回検査制度の見直しに関する検討チームの会合における書面による意見等のやり取りについて、1件のご意見（別紙参照）を頂きました。

本意見では、検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）の15ページ目に追加予定としておりました図8に、第5回会合における資料1-1（同図）の説明文も追加すべきとのご意見を頂いております。本件につきましては、当該説明文を追加いたします。

また、今後のワーキンググループでの議論の進め方等につきましてもご提案を頂いておりますので、今後のワーキンググループでの検討の際に考慮することといたします。

（平成28年11月1日記載）

平成 28 年 10 月 28 日  
電気事業連合会

## 検査制度見直しにあたっての意見

検査制度の見直しに関する検討チーム第 6 回会合用として平成 28 年 10 月 21 日に公開された資料について意見を申し述べたい。

### ○パブリックコメントに対する回答と制度設計の方向性について

#### (具体的制度設計における基本方針)

- ✓ 新たな制度では、米国 ROP の成功事例を参照し、「リスク情報の活用と事業者の保安活動による安全確保の実績の反映」(資料 1-1 1 ページ目 意見番号 12 に対する回答・対応)を基本方針として今後の詳細な制度設計が進められると、改めて確認させていただいた。

また、「リスク情報の活用」及び「安全確保の実績の反映」とは、それぞれ IRRS 勧告における「リスク・インフォームド(Risk informed)」及び「パフォーマンス・ベース(Performance based)」と同じ意味であることも明確にさせていただいた。(資料 1-1 1 ページ目 意見番号 14 に対する回答・対応)

この基本方針は、パブリックコメント募集にあたっての参照資料「検査制度の見直しに関する中間取りまとめ(案)の概要」のうち、7 ページ「4. 検査制度の見直しの基本的考え方」のスライド上部において、箇条書きにて端的に表されていたが、資料 1-2 の 15 ページ図 8 においては、これが割愛されている。これらの文言も含めて「検査制度見直しの基本的考え方」とされた方が理解が進むと考えられるため、追記をお願いしたい。(資料 1-1 1 ページ目 意見番号 14 に対する回答・対応、資料 1-2 15 ページ)

「検査制度の見直しに関する中間取りまとめ(案)の概要」 7 ページ箇条書き文

- ・ 検査制度の見直しに当たっては、①事業者の主体的・継続的な安全性向上への取組み等により、②より高い安全水準を実現することを目指すものとする(東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を反映し、原子力安全文化に根ざした活動が定着するよう事業者・規制機関の双方の対応を強化)。
- ・ そのための法的枠組みは、事業者責任を明確にした体系整備と、規制機関が行う確認の体系整備で構成。
- ・ 規制機関と事業者がともに、安全上の重要性を認識し、実施状況を国民・住民に見える形で実施していくことが重要であり、リスク情報の活用、保安活動の実績の反映を基礎としていくものとする。

- ✓ また、「事業者が自ら発見し是正している場合は、規制による事後の監視の程度を合理化する」(資料 1-1 8 ページ目 意見番号 24 に対する回答・対応)など、事業者の自主的な安全性向上への取り組みを促進する制度とすることも明確にしていたので、このような米国 ROP の成功事例を踏まえた詳細制度設計を進めていただきたい。

#### (米国知見の反映)

- ✓ 原子力規制庁から米国に派遣されている 5 名の方は、ROP の制度設計の背景も含めて理解が進んでいるものと考えられる。米国 ROP は多大な労をかけて検討、実証され、改善を積み重ねてきた成功事例である。米国調査において蓄積されている知見を可能な限り今後の議論に活かすことが有益と考えるため、派遣されている 5 名の方の帰国の機会を捉え情報を提供いただくなど、WG の議論に積極的に関与いただきたい。

#### ○資料 2-1「検査制度の見直しに係る詳細な検討事項と進め方」について

- ✓ 「2. (2) 被規制者」においては、「WG 開催の都度、その検討内容を告知した上で、参加を希望する被規制者については、全て参加ができる」とされていることから、私ども被規制者も積極的に参加し、新しい制度が実効的に原子力施設の安全性向上に繋がるものとなる提案も含め議論させていただきたい。(資料 2-1 2 ページ)

#### ○資料 2-5「監視・評価の体系の検討の方向性」について

- ✓ 本資料には、日本で現状実施している検査を、米国 ROP の該当するプロセスの中に当てはめるといった検討状況が示されている。IRRS の勧告にある、「効率的で、パフォーマンスベースの、より規範的でない、リスク情報を活用した」規制を実現するため、現状の検査をこのように一度整理した上で再構築されるものと理解している。(資料 2-5 4~8 ページ)
- ✓ 米国 ROP の体系は、3 つの戦略的パフォーマンス分野に紐づく 7 つのコーナーストーンに対して、リスク情報に基づいて設定されたパフォーマンス指標と基本検査とを組み合わせるとともに、7 つのコーナーストーンに共通の 3 つの横断的要素も用いて、パフォーマンスベースで監視・評価するものである。日本の新しい検査制度におけるパフォーマンス指標の設定については、このような米国 ROP の体系に沿うよう検討を進めるものと理解している。(資料 2-5 14 ページ)

以上